

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月1日(水) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (16名)

農業委員 (5名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (11名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 (農業委員2名)

福江 晋

川崎 豊洋

4. 議事日程

議案第63号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人

農地係長 杉本 久美子

主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第15回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員5名、推進委員11名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、7番の水田委員と1番の澤山委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。本日の提出議案は、議案第63号2件、議案第64号4件となっております。</p> <p>それでは議案第63号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので報告します。</p> <p>お諮りします。次の議案第63号1番と議案第64号農地法第3条の規定による許可申請審議についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された澤山農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>

澤山委員	<p>8月29日日曜日の午後1時30分より申請人のお宅にて申請人親子と久我推進委員さんと私で確認を行ってきました。まず、18条の解約についてですけど、親子間贈与をするために解約をするという事で、双方に確認をしています。全筆の贈与という事を確認するため、議案と本人さんが持ってらっしゃる不動産の台帳とを照らし合わせて、漏れがないという事を確認しました。</p>
久我推進委員	<p>8月29日に澤山委員さんと一緒に確認に行きました。息子さんは今はお勤めですが、休みにはお父さんと一緒に農業をされています。後は、澤山委員さんの報告のとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは、議案第63号1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第63号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第64号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第64号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。次の議案第63号2番と議案第64号番号2番は関連が</p>

	<p>ありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>報告いたします。まず、解約については、貸人は高齢で入退院をされていて、不自由という事で借人である息子さんに対応していただき、現地の方で確認をさせていただきました。間違いのない事です。そして、次のページの所有権移転ですけれども、譲受人とそのお父さんも現地調査にきていただきました。現地は面積が非常に広く、道際の方は少しなだらかでその部分については耕作できるかなというところです。後は、下まで階段工になっていて、一番下に納屋があってそこは宅地ということです。上の道からの下り道も実際下ってみました、軽トラックで行けないことはないけども、少し生い茂っていて管理状況としては少し手を入れられないかなという状況でありました。そういう中で、どうされますかとお尋ねしましたが、お父さんの方がお答えされましたが、娘夫婦に果樹園、みかんの管理栽培をさせたいということで、娘さんはそれです承済みという事でありました。山間地で周りも荒廃した状況もありますが、基盤整備なりでなるべく広く果樹園として利用していただくようお願いをしております。</p>
榊原推進委員	<p>辻委員さんの報告のとおりです。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは、議案第63号2番についてご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第63号2番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第64号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第64号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第64号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは議案第64号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査等担当された水田農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
水田委員	<p>27日の金曜日に現地にて中島推進委員さんと譲渡人、譲受人と聞き取り調査を行いました。この畑は野暮になっていて、7～8年前から作っていないそうです。隣接する畑から苦情が出て、譲受人の方に相談があったようです。そこで、譲受人がカボチャなどを作ってみようかなという</p>

	<p>事で、譲渡人に購入するのできれいに掃ってくれということで、現在耕作できるようになっています。譲受人は、米も作っておられますし、広域農道のすぐそばでも、畑を拓いて農業で頑張っておられるので、作ってくれるのは間違いないと思います。</p>
<p>中島推進委員</p>	<p>今、水田委員さんの言われたとおりと思います。昨年も今お話があったように、広域農道の近くで譲渡人は耕作されていて、去年は草も生えない状況だったところに水田委員さんが堆肥をたくさん入れてもらって、今年見てみたら、いい畑になっていました。そこも今から続けていきたいし、もう少し増やそうかなというところで、今回の申請になったようです。今回の申請地の近くにも譲渡人の畑があり、譲受人が重機を貸して掃うように言っている事なので、そこも今から耕作される可能性があるのかなと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第64号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第64号3番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第64号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、堤農業委員及び中島推進委員から調査報告をお願いします。</p>

堤委員	<p>譲受人の方には電話で議案のとおり間違いないですかという事でお尋ねしたら、間違いありませんということでした。詳細は中島推進委員さんからお願いします。</p>
中島推進委員	<p>ここの農地の件については、前から譲受人から相談があっていたんですが、先月〇〇さんとの売買契約があったと思います。航空写真で見るとその土地の真下の部分になりますので、本当は一緒に手続きしようと思ってらっしゃいましたが、所有者の方が亡くなられていて相続ができていなかったの、できなかつた。それが、相続の登記が先月終わったので申請しましたという事でした。譲渡人のお父さんの生前から話は進んでいて、売買まで行く前でお父さんが亡くなられたので保留になっていたという事です。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。それでは議案第64号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を取ります。議案第64号4番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして太良町農業委員会第15回総会を閉会します。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 3 年 9 月 1 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 水 田 武次郎

議事録署名者 澤 山 直 人